

第8回上下水道政策の基本的なあり方検討会

日時 令和7年12月12日(金) 15:00~17:30

場所:国土交通省内(8階 特別会議室) Web 併用

出席者:別紙のとおり

配布資料:

資料1 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会
第3次提言 概要

資料2 上下水道政策の基本的なあり方検討会 第2次とりまとめ(案) 概要

資料3 上下水道政策の基本的なあり方検討会 第2次とりまとめ(案)

資料4 上下水道政策の基本的なあり方検討会 今後の進め方(案)

参考資料1 上下水道政策の基本的なあり方検討会 委員名簿

参考資料2 第7回上下水道政策の基本的なあり方検討会 議事概要

参考資料3 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会
第3次提言

別冊資料 第1回~第7回上下水道政策の基本的なあり方検討会配布資料(机上配布のみ)

議題:

1. 開会
2. 挨拶(国土交通省)
3. 委員長挨拶
4. 議事
 - (1) 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会第3次提言について
 - (2) 第2次とりまとめ(案)について
 - (3) 意見交換
 - (4) 今後の進め方について
5. 閉会

(石井上下水道審議官より挨拶)

- ・今年には埼玉県八潮市における下水道管の腐食が原因の道路陥没事故をはじめ、沖縄県での導水管漏水事故、青森県での地震による断水など、上下水道に関する事故や災害が相次ぎ、国土交通省としても上下水道のインフラマネジメントのあり方を考え続けた1年であった。また、こうした事故、災害の発生により、国民の上下水道の安全・安心への関心や懸念が高まっていると認識している。
- ・上下水道の強靱化は待ったなしであるが、強靱化を進める上で、各事業者の経営基盤や執行体制の脆弱化が大きな課題となっている。
- ・先日、国土交通大臣からは「法令を含む諸制度の見直し検討を加速化する」との発言があった。国土交通省としては本日の第2次とりまとめ案の議論を基に、上下水道の運営基盤強化に向けた諸制度の見直し検討を加速させていく方針である。
- ・本検討会の議論は注目度が高く、本日も活発な議論をお願いしたい。

(東京都立大学 滝沢委員長より挨拶)

- ・先日の青森県における地震では幸いにも上下水道関連ではそれほど大きな被害がなかったようだが、自然災害は予期せぬ形で発生するものである。財源の制約がある中で、いかに強靱な上下水道を構築していくかを引き続き検討していく必要がある。
- ・本日の議題は第2次とりまとめ案であるため、活発な議論を期待する。

議事概要

- (1) 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会 第3次提言について
事務局より、「資料1 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会 第3次提言 概要」の説明。
- (2) 上下水道政策の基本的なあり方検討会 第2次とりまとめ(案)について
事務局より、「資料2 上下水道政策の基本的なあり方検討会 第2次とりまとめ(案) 概要および資料3 上下水道政策の基本的なあり方検討会 第2次とりまとめ(案)」の説明。

(3) 意見交換

(委員からの主な意見)

- ・ 強靱化や持続性の問題について細部にわたって検討されている一方で、これまでのあり方にとらわれず、現状の延長線上にあるリニアモデル的なアプローチだけでなく、そこから大きく飛躍し抜本的に作り変えていくような視点や記述が全体的に不足していると感じる。例えば、7ページ以降のベストミックスに関する記述では、水道と下水道が現状の制度でそれぞれ異なる問題を抱えているとされているが、最終的に両者を一体化することで新たなメリットが生まれる可能性や、上下水道だけでなくグリーンインフラや貯水といった水のシステムを補完する要素を含めることで、全く新しいシステムの形が生まれる可能性もあり、この辺りももう少し書いた方がいいのではないか。
- ・ 人材に関する記述においても、現在のインフラを維持していくために不可欠な人材と、将来のインフラを大きく変えていくための人材という2つの側面がある中で、後者の変革を担う人材に関する記述がやや弱いと感じた。上下水道のあり方を大きく変えていくための部分の記述をもう少し含めた方が良いのではないか。
- ・ 第1次とりまとめでも言及された「国がこれまでの実績を踏まえて確固たる方針と強い意識をもってその責務を果たす」という記述は、国の心意気を示しており、協力させていただきたい。
- ・ 3ページ6行目について、現在の表現では都道府県や市町村等の地方公共団体の役割が十分に示されていない可能性がある。地方公営企業法上、地方公共団体は水道事業の出資者として責任を負っており、水道法上では市町村を超える広域的な水道事業については都道府県が責務を負うことが明記されている。これらの法的・実務的な観点から、国の役割を強力に打ち出す前に、地方公共団体の役割についても明記すべきである。
- ・ 4ページ24行目の「核となる市町村にとっては参画することの意義が見えにくい」という課題について、更なる取組の加速化という方向性は示されているものの、具体的な方向性の記述が不足している。都道府県や市町村の一般会計からの出資や国を含めた一般会計からの補助により財政調整を行うことも必要であり、具体的な方向性につながる文言を追加させていただきたい。
- ・ 13ページ6行目の「インフラ分野全体でプールして活用する仕組み」について、水道事業は地域の実

情に応じて歴史的に発展してきた経緯があり、管工事業者との共同形態や第三セクターが受け皿となるケースなど多様な事例がある。これらの活用も含め、より幅広い形での記述を検討いただきたい。

- ・地域課題の解決の観点では、地元企業が長期的に安定して参画できる仕組みづくりは、上下水道が地域にとって自分事になるという意味で非常に重要である。一方、地域ごとの上下水道事業だとスケールが小さすぎる場合もあり、群マネにより上下水道以外の事業分野との連携を深め、地域として複数の分野を担当できるインフラマネジメントの必要性を明記している点は非常に良い。これをさらに強調し、群マネを進めながら地域のための上下水道事業の持続を推進していただけたらと思う。
- ・人材育成の観点について、産官学一体となった人材育成というキーワードを挙げていただき、学としてもより良い人材を本業界に送り出せるよう尽力したい。
- ・陥没対策委員会の第3次提言の「現場（リアルワールド）に『もっと光を』」という記述にあるとおり、インフラを支える現場の担い手を匠として待遇面などの対策を推進することは非常に重要である。人材確保には、労働環境に加え適正な待遇が不可欠であり、これをぜひ進めてほしい。この点に関連し、取組の方向性にある「更新を見据えた適正な料金設定の考え方を明確化」は当然必要だが、更新だけでなく貴重な人材の待遇も見据えた適正な料金設定が必要であることが伝わるような形で取りまとめてほしい。また、15 ページにあるエネルギー等の他律的なコスト変動を自動的に料金に反映する仕組みは、事業体運営のためにぜひ実現してほしい。
- ・8 ページ 37 行目付近の小規模未規制水道の今後のあり方について、需要者である住民や統合先である水道事業者との合意を得ることの難しさがあることは理解できるが、合意が得られなかった場合の対応について、単に合意がないからと諦めるのではなく、合意形成に向けた努力を継続するとともに、統合できなかった場合に生じる影響をデータに基づき議論したうえで、合意の可否を判断すべきである。合意の得方によっては禍根を残す可能性があるため、この点の記述は難しいが、更なる議論が必要ではないか。
- ・下水道の記述では、合意形成のプロセスに着目しており、水道と下水道で書き方が揃っていない。重要なのは、どのような合意形成プロセスを構築し、それを確実に実行していくかというメッセージを明確にすることであり、そのプロセスが適切に果たされなかった場合に生じる課題についても水道と下水道の両方で議論する必要がある。今回のとりまとめではそこまでの議論ができていないため、今後取り組むべき課題として分かりやすく記述すべきである。
- ・1 次取りまとめでは経営広域化を国主導で進めるという点が強調されていたが、2 次取りまとめでは複数自治体による一体的事業運営という表現に変わっている。同じ内容を示すとしても、用語が変わることにより読み手の解像度が下がる可能性がある。経営の一体化が組織の一体化になった際に何がどう変わるのか、その解像度がまだ高まっていないため、用語の使い方やその定義をわかりやすく丁寧に説明いただきたい。また、水の官民連携がウォーターPPP の日本語訳だとしても、用語が変わることで内容も変わるのかという誤解を招く可能性があるため、資料作成時には用語の使い方を非常に

丁寧に説明いただきたい。また、質の高いや産官学といったキーワードは2次とりまとめにおいて強調したい部分であると理解するが、キーワードの変更が読み手に取って分かりやすくないと、その強調の試みは成功しない可能性があるため、この点も考慮いただきたい。

- ・ 4 ページ 27 行目に記載がある「下水道事業における広域連携や複数事業体による一体的事業運営の推進」に関して、都道府県がリーダーシップを担うとの提案があるが、水道における水道法改正時の経験から、都道府県がその役割を十分に果たせたかには反省点があり、下水道においても同様の懸念がある。このため、都道府県にリーダーシップを期待するのであれば、水道事業での反省を踏まえ、都道府県に不足する部分をいかに補完するか、あるいは都道府県に代わってリーダーシップを発揮できる組織は存在するのかについて、広域連携や一体的事業運営が実際に進展するよう、深く検討する必要がある。
- ・ 14 ページ 23 行目から 25 行目に記載されている経営改善ガイドラインについて、令和7年度の策定とあるが、残り期間が少ない中で無理に完成版とすることでは、ガイドラインが期待される役割を果たせるのか疑問がある。経営改善ガイドラインは地方の中小事業体にとって長期的なバイブルとなるべきであり、令和7年度にいったんとりまとめるとしても、上下水道の持続化のため、内容を継続的にブラッシュアップしていくべきである。
- ・ 15 ページ 13 行目から 14 行目に記載されている、料金格差の拡大への対応を長期的な視点で検討という点について、地方では3~5年で料金改定を繰り返し、これ以上の値上げが困難な状況にあり、長期的な検討ではなく早急な対応を強く求めている。このため、料金格差の課題への対応は長期的な視点での検討も必要としつつ、同時に早急に着手すべきであるという文言を追加するか、そのような意識を持っていただきたい。
- ・ 7 ページで中山間地域の条件が厳しいところの財政支援が取り上げられたことは重要である。その対応の1つとして、13 ページの群マネについて、資料ではインフラ全体でのプールが述べられているが、流域全体や災害対応といった分野からも群マネの可能性があるので、インフラだけにとどまらない視点も加えていただきたい。
- ・ 料金格差の拡大に関して、資料では大きな格差が広がる見通しが示されているが、国が許容できる格差の範囲や、法制度・ガイドラインのようなものがあることが望ましいのではないか。例えば、保険業界においては保険料の格差は1.5倍や2倍までと定められている。同じ日本に住む国民が支払う料金の格差について、国の考え方を纏めることが求められているのではないか。
- ・ 今回のとりまとめは、危機感とこれから変わるところが伝わる内容となっている。
- ・ 料金を適正化する方向性は重要であるが、経営的な観点からは足元の危機的状況に対応するための料金引き上げだけでなく、群マネによる効率化や水道・下水道といった資源を活用した費用低減策も考慮した上で、料金引き上げの内容を適切に説明できる体制を構築する必要がある。

- ・人材については経営体制、料金設定、公会計との関係といったソフト面の人材育成についても言及いただきたい。広域事業や官民連携を進める上で、これらの分野の人材が不足している現状を鑑みると、スタートアップや産業との連携を通じて、技術面だけでなく経営の視点からも貢献できる人材の育成が重要である。
- ・分散との組み合わせのベストミックスについて、これまで何かを整備する際には事業評価を行ってきたが、シュリンク、撤退、形を変えるとといった選択がもたらす社会・経済影響の評価手法にはきちんとした枠組みがあるわけではない。予算を大きく使うような整備ではないにしても、規制影響分析のような観点から、金銭的側面だけでなく起こりうる影響を評価する枠組みを整備すべきである。
- ・12、13 ページのインフラ全体の人材プールは重要であり、プロジェクト全体の管理・モニタリングに加え、技術、施工、維持管理だけでなく、経営面、運営面、法制度的な知見も集約できるようなプラットフォームの構築が望ましい。
- ・今回のとりまとめについて、下水道の現状と課題が十分に把握され、早急に対処すべき事項がよく整理されていると思う。3 ページに記載されている国は確固たる方針と強い決意をもってこれまでのあり方にとらわれることなく抜本的な行動を速やかに開始するという決意表明は重要であり、この提言内容に基づき、具体的な措置を速やかに実行に移していただきたい。
- ・3 ページ 14 行目の分散型の指摘については、用語の定義が非常に重要である。下水道の分散型が浄化槽の活用を指すように読めるが、7 ページ以降では集約型、分散型が水道に限定されているように感じ、10 ページでは下水道は汚水処理システムとして集合処理と個別処理という表記により下水道の既存の整備区域の分散化のような書きぶりになっている。陥没対策委員会では分散型ではなく分散化と表現しており、個人的な理解として、分散型は既存の下水道処理区域内におけるマネジメント効率化やリダンダンシーを高めるために処理区を分散させることという理解をしている。水道と下水道ではシステムの特徴が異なるため、書きぶりが難しいとは思いますが、用語の使い分けと定義をしっかりと行っていただきたい。
- ・10 ページの下水道処理区域の縮小・廃止に係る手続き等の明確化については、ぜひ手続きを明確にしていただきたい。20 行目の下水道区域として位置づけられた経緯等という表現は、曖昧に感じる。下水道は都市計画法で定められた都市施設であり、公共水域の水質保全を目的としており、この目的を果すために流総計画が策定されている。したがって、下水道処理区域を縮小・廃止する際には、単に経緯を確認するだけでなく、都市施設としての位置付けや水質汚濁防止の担保状況などを具体的なチェック項目として含めるべきではないか。
- ・11 ページ 20 行目の「可能性がある」という表現は、「含む要因となっている」、12 ページ 17 行目の「図るべきではないか」という表現は「図るべきである」としてはどうか。
- ・13 ページの PR と広報は同義であるため、どちらかに統一してはどうか。

- ・ 15 ページに国が重点的に財政支援を行う必要があるとの記載が複数あるが、これは下水道協会の会員の切実な要望事項であるため、ぜひ実現いただきたい。
- ・ 5 ページ 30 行目の複数自治体による一体的事業運営の規模等の考え方とメリットの共有は、今回のとりまとめにおいて非常に重要な項目と認識しているが、「都道府県単位やそれ以上の広がり」の「それ以上の広がり」が具体的に何を指すのか不明瞭である。これまでの議論では流域レベルという議論があったかと思うので、流域レベルや都道府県単位を視野に入れた経営という表現の方が良いのではないか。また、「望ましいところではあるが」という表現について、「目指すべき」といったもう少し強い表現で決意を示し、後半の部分は望ましいという表現とした方が良いのではないか。
- ・ 5 ページ 33 行目の 10 万人という数字は妥当なのか。数字を出すとインパクトが大きい。過去のデータに基づく 10 万人という目安が、2050 年に向けた将来の体制維持に本当に適合するのか疑問である。10 万人という数字がシーリングになり、広域化や水の官民連携がより大きな規模で進まなくなる事態は避けるべきである。また、政令指定都市や中核市の規模を考慮すると、10 万人は少ないのではないか。
- ・ 複数自治体による一体的事業運営に関する文章全体について、これまでの広域化の検討の経緯にも触れた方が良いのではないか。水道の広域化推進プランや下水道の流域構想や流域下水道を核とする議論等、これまで関係者が議論してきた既存のプランや検討事項を盛り込むことで、これまでの取組との連続性や加速化を示していくことも重要ではないか。
- ・ 8 ページ 29 行目の「小規模未規制水道のナショナルミニマムの確保」という言葉について、その重要性は理解しつつも、水道・下水道の経営的な側面からは困難な面もあり、限られたリソースの配分と適正な負担のあり方を考慮する必要がある。単にナショナルミニマムというだけではなく、これまでのサービス水準や負担のあり方を踏まえ、「人口減少時代における新しいナショナルミニマム」という視点を取り入れていくことも検討すべきではないか。
- ・ 15 ページ 5 行目のエネルギー費用等の他律的なコスト変動を料金に反映できる仕組みについて、他律的なコストが上下水道の経営にとって柔軟な対応を阻害する要因となっている。上下水道事業の経営力・戦略的経営の自律性を高めるため、他律的な部分について柔軟に対応できる仕組みを、国が積極的に推進することを期待する。
- ・ これまでの水道事業の広域化は国のプランに基づき進められてきたが、大規模企業団からは国の広域化の方針が変更され、支援を打ち切られるのではないかという強い懸念の声が上がっている。特に多数の構成団体を持つ事業者や料金格差を抱える地域では、誰が複数自治体による一体的な事業運営を主導するのかを心配しており、今後は各論での詳細な議論が必要不可欠である。
- ・ 分散型と集約型を組み合わせるベストミックスという考え方は理解しやすいものの、実際に導入・運

用することは非常に難しいと思われる。上下水道事業には地域差や温度差があり、画一的なガイドラインでは対応できないこと、また、それを推進する人材や専門家が不足していることが課題として挙げられる。さらに、現場では、国が主導しても数年後には方針が変更され、支援が打ち切られるのではないかという危機感を抱いているのが現状である。

- ・小規模分散型水循環システムなどの新技術導入に関しては、「技術実証段階に応じて法的位置づけや関係者間の役割分担を整理する必要がある」という提言は非常に重要であるが、法的措置の具体的な内容については不明確な点が多く存在する。例えば、各戸型浄水装置のうち水循環システムを検討する際は、用途（生活用水など）や処理方法によって、水道法の施行規則や省令、建築基準法などの関係法規が複雑に絡み合っている。現行法規では風呂や洗濯などの生活用水も飲料水でなければならないとされており、飲用水をボトルウォーターで、それ以外の生活用水を水循環システムで賄うという考え方には法的な問題も懸念される。
- ・下水道において集合処理から個別処理への転換を検討する際、建設費のコスト分担や市町村が合併浄化槽を公的に管理する場合の莫大な維持管理費などの課題があり、実際にどのように転換したらいいかわからないという地方公共団体もある。
- ・水道・下水道ともに分散型と集約型のどちらが適切かという議論においては、法制度の整理と経営指標等に基づいた詳細な分析が必要であり、現在国土交通省で作成しているガイドライン等において、これらの課題を含めた詳細な分析をお願いしたい。
- ・複数自治体による一体的な事業運営に関して、人口規模 10 万人という目安は分かりやすさや意識喚起という点では重要であると認識しているが、これが絶対唯一の条件として独り歩きしないよう、その考え方の整理、周知、および運用には十分な配慮をお願いしたい。また、今回は一体的事業運営についての方向性を示すものと理解しているが、一体的な事業運営の実現には、都道府県や政令指定都市、中核市の取組意欲が最も重要であり、第 2 次とりまとめ公表後には、これらの地方公共団体を早急に巻き込み、広域化への意識醸成と具体的な取組の段階へとステップアップしていただきたい。
- ・13 ページに記載の人材プール機関による管理モニタリングについては、当事業団もプール機関の一つとして可能な限り役割を果たす所存であり、一体的な事業運営に必要な技術、会計制度、料金制度といったソフト面も含めた人材育成も強化していく考えである。一方、「インフラ分野全体で技術者をプールしていく活用の仕組みについて、中長期的な課題として検討していく」という表現は後ろ向きな印象を与えかねないため、公共団体におけるジョブローテーションや民間企業の多能工化といった既存の動きも踏まえ、群マネの推進をより前向きな表現で示していただきたい。
- ・広域化を加速させるためには、大都市同士の連携も有効ではないか。給水区域の末端に重要な施設があり内陸から給水している場合、そのリダンダンシーや強靭性を確保するため、当該事業体単独で管路を整備するのは非効率であり、隣接する事業体との連携を可能にするような補助メニューの検討も必要ではないか。

- ・10月の台風で被害を受けた八丈島における水道復旧の支援活動において、可搬型の仮設浄水処理施設が導入された。これは無人で維持管理が可能であり、小規模事業者にとって有効なシステムであると感じた。また、支援活動では、支援側が復旧復興を見据えた管路施設の配置を提案するなど、受援・支援両側にメリットがあったのではないかと考える。災害時だけでなく、平時から事業者同士のマッチングを行い、具体的な支援を実施する仕組みを構築することも有効と考える。
- ・都道府県に広域化を推進させるという記述について、ここで示す都道府県は水道事業者としての都道府県を指すのか、自治体としての都道府県を指すのが不明確である。水道事業者としての立場では自発的に統合に向けて動くことには限界があるため、この点について明確にするとともに問題意識として認識いただきたい。
- ・6ページに記載の広域型の水の官民連携については、官民連携に先行して広域化の議論を進めていただきたい。現状の官民連携は小規模で業務範囲が分断されたものが多く、効率化や人材不足の抜本的解決につながらないだけでなく、各事業者が個別に長期契約を結んだ後に一体的な事業運営を目指すのは極めて困難である。まず広域化の議論を先行させ、設備の標準化やベンダーロック解消を進めるべきであり、その際には地元企業を活かす制度を組み込む必要がある。
- ・水の官民連携において、官と民のリスク分担を明確にしていきたい。人口減少やインフラ老朽化などのリスクが民間企業の参入を躊躇させる要因となっているため、官民連携を促進するには、リスクマネジメントの視点から官と民の責任を明確にすべきである。
- ・複数自治体による一体的な事業運営の推進に関して、核となる自治体にも十分なメリットがないと進まないのが実情であるため、事業展開が加速するよう役割の明確化も含め制度設計や誘導を国主導で進めていただきたい。
- ・広域型の水の官民連携において、地元企業が参画できる仕組みづくりは重要である。特に小規模事業者においては、緊急時対応など地元企業に頼る部分が多く、日頃からの参画によるノウハウ蓄積や企業の存続支援は自治体にとって生命線である。
- ・12ページ産官学連携体制の構築は、上下水道事業の双方向コミュニケーションを通じて、人材の育成・確保、DX/AIなどの新技術導入による維持管理の省力化・効率化を促進し、業界の魅力を高める具体的な方向性を示している。特に、市町村の垣根を超えた広域的な人材確保は、官民連携だけでなく民間企業間の広域的な連携にもつながり、上下水道事業全般の広域連携にもつながるのではないかと期待する。
- ・資料2の複数自治体による一体的な事業運営の項目において、全国の下水道事業者の執行体制強化は重要であるが、国主導や都道府県による広域連携推進という記述の箇所にも、資料3にあるような大都市や中小都市の視点が欠けており、資料2にもこの視点を追加いただきたい。

- ・メンテナビリティとリダンダンシーの確保は極めて重要であり、これに必要な下水道幹線の複線化は高額かつ長期にわたる建設投資が必要となるため、これをナショナルミニマムと位置付けた国の財政支援が不可欠である。現在の(4)③経営基盤強化の加速化（国土強靱化、一体的事業運営、分散化等への財政支援）という書きぶりでは一体的事業運営への経営基盤の強化というニュアンスだけが強くなってしまふ。「メンテナビリティ、リダンダンシー確保に向けた切れ目のない国の財政支援」というように記述し、経営基盤とは別建てにしたら良いのではないか。
- ・資料3に関して、4ページ25行目に「下水道事業については、複数自治体による一体的な事業運営が実現した事例がない」とある。自治体ごとの料金水準、人員数、管渠の整備レベルなどの課題があり、単一団体への統合は難しい。一方、水道事業では全国で10の企業団による広域連携が実現している。その成功要因や要素、下水道への適用可能性について分析し、資料に盛り込んでいただきたい。また、河川と同じように公費を投じて雨水排除を担う下水道は、水道との相違点があり、これらの違いが広域企業団の運営にどう影響するのかについても分析が必要である。
- ・「都道府県が連携のけん引役として協議会を設置し」とあるが、具体的にどのようにけん引していくのかが分かりにくい。下水道で広域連携を成功に導くためのロードマップや先行事例を成立させるための条件を明確にすることが重要である。
- ・5ページ15行目「核となる都市が複数自治体による一体的事業運営に取り組みやすくする制度設計を進める必要」という点について、経営悪化、人材難で苦しむ自治体を救済することは国家的に重要である。しかし、広域化を推進する際には、その受け皿となる大都市や中核市が負担を受ける構造になるため、健全経営を行っている都市が事業統合により経営危機に陥るような状況になることは避けるべきである。そのため、経営危機に陥っている自治体を支援する責務は誰にあるのか、また、広域連携を受け入れる際の受益と負担の関係はどうあるべきか、人的・財政的な裏付けや適切なインセンティブが不可欠である。都道府県が核となるパターンも考えられるが、流域下水道の有無や下水道公社の有無など、都道府県により状況は多様である。一律の制度設計は現実的ではないため、それぞれの地域に合わせた処方箋をこれからしっかりと用意していく必要がある、その方向性を示していくべきである。
- ・6ページ「個別の発注から質の高い水の官民連携」という表現について、前回の議論では現状のウォーターPPPは必ずしも質が高くないという問題意識から「質の高い」という言葉が使われたと認識しているが、現在の記述ではウォーターPPPを行うこと自体が質が高いと読めてしまう。質の高さが具体的に何を指すのかを明確にし、その定義が適切に伝わるようにしていただきたい。また、19行目の「現在複数の自治体で検討している」という表現は、いくつかの自治体が集まって検討している程度にしか読めず、書きたい内容と異なっている可能性があるのではないか。
- ・「令和9年度から継続して複数自治体による一体的事業運営を推進するための環境整備を進めていきます」という記述は、現状ウォーターPPPを検討している事業者にとって、質の高いウォーターPPP

が令和9年度以降にしか実現しないかのような誤解を与え、戸惑いを生じさせる可能性があるため、整理していただきたい。

- ・5 ページ目の広域化の議論で「段階的にステップアップしていく」という表現があるが、広域連携だけでなく、官民連携においても段階的にステップアップできる仕組みを構築する必要があると考えられるため、この視点を盛り込んでいただきたい。
- ・10 ページの分散化の議論に関し、国土交通省がこれまで力を入れてきたインフラのストック効果検証の知見を活かし、ストックがネガティブに作用している場所や、ストックをなくすことでポジティブな効果が得られる可能性のある場所について検証し、単なるプロセス評価にとどまらず、新たな指標や事業評価の仕組みにつなげていくこともあるのではないかと。
- ・15 ページの適正な料金を設定すべきという点には賛同するが、超高齢化社会において、特別養護老人ホームなどの生活支援施設が、入浴サービスなどで大量の水を使用するために大口需要家となり、料金が大幅に跳ね上がるという課題がある。インフラ分野の議論だけではこの社会的な影響が見過ごされがちであるため、インフラだけでなく社会全体を考慮し、制度面での他分野連携を通じて料金設定を検討する必要があるというメッセージも出していただきたい。
- ・2 ページ欄外の注釈に関して、「事業認可（水道）・事業計画（下水道）は別（会計や料金体系も別）だが組織は一つとなり、代表者一人による一体的な経営が可能になること」という記述では、具体的なイメージが伝わりにくい。具体的な形態イメージを記載することで、より分かりやすくなるのではないかと。
- ・6 ページ 18 行目「個別委託による小規模案件の乱立は非効率であり、広域連携を妨げる可能性にも留意する必要がある」という記述について、個別委託というのは各事業体がそれぞれでウォーターPPPに取り組むという意味か。各項目に取り組む際、それが足かせとなり本来の事業の持続性や、やるべきことの妨げにならないように留意する必要があるというような、広域連携を妨げる可能性だけではなく、事業継続そのものを妨げないような制度設計を行うべきである。

（東京都立大学 滝沢委員長）

- ・いただいた意見に沿って、事務局には修正いただく。修正した原稿の最終確認は、委員長と事務局で確認し公表を判断する。

（4）今後の進め方について

事務局より、「資料4 上下水道政策の基本的なあり方検討会 今後の進め方（案）」の説明

(別紙) 第7回 上下水道政策の基本的なあり方検討会 出席者一覧

委員長	東京都立大学都市環境学部都市基盤環境学科 特任教授	滝沢 智	
委員	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科 教授	朝日 ちさと	
〃	大阪大学大学院工学研究科環境エネルギー工学専攻 教授	池 道彦	
〃	東京都水道局 浄水部長 (特命担当部長兼務)	石田 紀彦	
〃	近畿大学経営学部経営学科 教授	浦上 拓也	※
〃	東京大学先端科学技術研究センター 准教授	春日 郁朗	※
〃	東京都下水道局 計画調整部長	家壽田 昌司	
〃	高根沢町 上下水道課長	坂本 武志	
〃	荒尾市企業局 局長兼総務課長	富安 啓二	※
〃	東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻 教授	難波 悠	
〃	芝浦工業大学工学部土木工学課程 教授	平林 由希子	
〃	京都大学大学院地球環境学堂 教授	藤原 拓	
〃	明治大学法学部 専任教授	横田 明美	※
専門委員	公益社団法人日本水道協会 理事長	青木 秀幸	
	公益社団法人日本下水道協会 理事長	岡久 宏史	
〃	日本水道工業団体連合会 企画委員会委員長	市川 孝	☆
〃	地方共同法人日本下水道事業団 理事長	黒田 憲司	
臨時委員	東洋大学 名誉教授	石井 晴夫	※
オブザーバー	総務省自治財政局公営企業課長	後藤 友宏	
〃	環境省水・大気環境局環境管理課 水道水質・衛生管理室長	東 利博	

(注) 委員、専門委員、臨時委員は五十音順

※印は Web 参加、☆印は代理出席